

事務連絡  
令和2年4月30日

各 国 立 大 学 法 人  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
各 学 校 法 人  
放 送 大 学 学 園  
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

#### 文部科学省が担当する機関要件の確認について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年度の機関要件の確認事務の実施については、令和2年3月31日付け事務連絡「機関要件の確認事務に関する指針（2020年度版）について」でお知らせしているところですが、文部科学省が担当する機関要件の確認については、この度の新型コロナウイルス感染症の影響も鑑み、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

また、高等教育の修学支援新制度では、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を対象機関とすることとなっておりますので、同法に基づく確認を受けていない非対象機関である場合においては、入学希望者等に誤解を招かないよう適切な情報発信、募集活動等の徹底をお願いいたします。

## 記

### 1. 文部科学大臣が確認者となる学校（指針 P.1 参照）

区分	設置者	学校の種類
国立	国立大学法人	大学、専門学校
	独立行政法人国立高等専門学校機構	高等専門学校
私立	学校法人	大学、短期大学、高等専門学校
	大学を設置する学校設置会社	大学
	放送大学学園	大学

### 2. 今後の日程（指針 P.5～P.9 参照）

5月 1日（金） 確認申請書の受理開始

6月30日（火） 確認（更新）申請書の提出期限（※）

8月下旬頃以降 確認通知、確認大学等の公表

※新型コロナウイルス感染症の影響により確認（更新）申請書の提出が困難な場合で、申請の意向がある場合は、6月25日（木）までに、まずは別添「機関要件確認申請総括表（2020年度）」のみご提出ください。この場合において申請書の提出期限は別途お知らせをいたします。

### 3. 確認（更新）申請書及び添付書類の作成

- ・ 指針全体を熟読の上、申請書及び添付書類を作成願います。
- ・ 指針で示す申請書の様式を用いて作成してください。
- ・ 複数の学校を設置する設置者にあつては、学校ごとに申請書及び添付書類を作成すべきことに留意願います。
- ・ 「機関要件の確認用チェックリスト」（指針 P.75 参照）に基づき、申請書及び添付書類の内容を十分精査願います。

### 4. 確認（更新）申請書及び添付書類等の提出方法

以下の宛先に郵送願います。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援室 宛

### (提出時にお願いしたいこと)

- ① 別紙様式「機関要件確認申請総括表（2020年度）」に記入の上、確認（更新）申請書及び添付書類の郵送の際、同封願います。
- ② 電子メールにて、「機関要件確認申請総括表（2020年度）」及び「確認（更新）申請書」の電子媒体（添付書類は含まない）を送付願います。

メール送付先：機関要件確認手続き問い合わせメール

kikanyouken@mext. go. jp

メール件名：〇〇〇〇〇〇 機関要件確認申請総括表・確認申請書

または

〇〇〇〇〇〇 機関要件確認申請総括表・更新確認申請書

(注) 〇〇〇〇〇〇には、設置者名を記入願います。

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、確認（更新）申請書の提出が困難な場合で、申請の意向がある場合は、まずは別添「機関要件確認申請総括表（2020年度）」のみ電子メールにてご提出ください。

メール送付先：機関要件確認手続き問い合わせメール

kikanyouken@mext. go. jp

メール件名：〇〇〇〇〇〇 機関要件確認（申請意向）

(注) 〇〇〇〇〇〇には、設置者名を記入願います。

### 5. 確認事務の流れ

提出された確認申請書及び添付書類に不備があった場合は、設置者に問合せの上、期限を付して補正を求める場合があります。(指針P.5参照)

### 6. 事前相談について

相談を希望される機関を対象に、新規確認申請について以下のとおり事前相談の対応をいたします。なお、正式な申請に先立って内容面を確認するものであり、正式な申請ではないのでご注意ください。(更新確認申請は相談対象外です。)

- ・ 指針全体を熟読の上、機関要件確認申請総括表（2020年度）、確認申請書（案）及び添付書類を作成（日付は未記入で結構です。）され、電子メールにて送付願います。(なおデータ容量が大きい場合は添付書類については郵送願います)

メール送付先：機関要件確認手続き問い合わせメール

kikanyouken@mext. go. jp

メール件名： 〇〇〇〇〇〇 機関要件確認申請（事前相談）

(注) 〇〇〇〇〇〇には、設置者名を記入願います。

- ・ 6月16日（火）までを事前相談期間としますのでこれまでに送付願います。※新型コロナウイルス感染症の影響で対応が困難な場合は、メールにてその旨ご相談ください。
- ・ 文部科学省にて内容を確認した後、メールまたは電話にてご連絡します。
- ・ 対面での事前相談は行いませんので、ご留意願います。

## 7. 確認の取り消しについて（指針P. 89 参照）

確認大学等の設置者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならないこととなっております。

更新確認申請を予定する対象機関において、要件を満たさなくなる恐れがある場合（省令で定める基準（大学等の経営基盤関係）に適合しないこととなる見込がある場合を含む。）には、事前の状況把握のため、随時、電子メールにてその状況についてご連絡願います。

メール送付先：機関要件確認手続き問い合わせメール

kikanyouken@mext. go. jp

メール件名：〇〇〇〇〇〇 機関要件確認（取消相談）

（注）〇〇〇〇〇〇には、設置者名を記入願います。

（参考）

高等教育の修学支援新制度ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

対象となる大学等の要件（機関要件）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm)

（注）上記のホームページから、「大学等における修学の支援に関する法律・同法施行令・同法施行規則【機関要件の確認事務関係箇所抜粋】」、「確認申請書（様式）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2020年度版）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2020年度版）見え消し版」、「機関要件の確認事務に関する指針（2020年度版）改定のポイントの説明資料」、「様式参考例」をダウンロードできます。

（本件問合せ先）

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3495、3434）

e-mail: kikanyouken@mext. go. jp

**※お問合せは、メールにてお願いします。**

# 機関要件確認申請総括表(2020年度)

## 【提出日】

--

## 【設置者】

設置者の名称	備考

## 【設置する大学等】

区分	機関要件 確認申請		備考
	新規	更新	
大学	/	/	
短期大学	/	/	
高等専門学校	/	/	

- (注1) 提出日現在の情報を黄色セルに記入願います。
- (注2) 機関要件確認申請欄には、「あり」又は「無」(予定を含む。)を記入願います。
- (注3) 設置する大学等について、学生募集停止した大学等であって修業年限を超えて在籍する学生等のみ在籍する等の特殊事情がある場合は、備考欄にその旨記入願います。